



要求を続けてきた

非常勤職員（週5日勤務）への夏期休暇実現 生理休暇の就業規則への明記

窓口業務職場での休憩休息場所の確保の検討を明言
創立記念日の休業化要求に対して、今後2年間で検討

大学法人との交渉結果

大学法人に提出した2007年度要求書ならびに、法人から申し入れのあった労働協約と就業規則の改正について、3月13日、18日、24日の3回にわたり交渉を持ちました。要求書については、事前に要求内容を事務レベルで整理し、以下の7項目について交渉しました。

- （１）夜間の教育（授業・卒研指導）に対する業務手当の付与
- （２）窓口業務職場での休憩休息場所の確保
- （３）産前休暇（8週）、妻の産前産後の期間中の休暇（5日）の拡大
- （４）教員の産前産後休暇、育児休業、介護休業にともなう教育業務の支援体制の整備
- （５）非常勤職員の実態に応じた、雇い止めの適用除外の制度化
- （６）生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときの取り扱いの、就業規則への制定
- （７）創立記念日の休日化、夏期一斉休業に対する特別休暇の付与など、労働時間短縮のための休日の設定

（１）については夜間主コースの学生数が少なくなったため、教員の負担に差が出ていることを指摘しましたが、法人はこれまでと同様に、負担がかたよらないように努力するとして、手当の付与は認めませんでした。

（２）については、耐震工事が進行している状況で即時に対応できるとは限らないが、**休憩休息場所の確保について検討することを明言**しました。

（３）については、現状で問題があるとは認識していないが、組合からの要望があれば、これらの休暇の運用の現状について調査する姿勢を示しました。

（４）については、非常勤講師数との兼ね合いもあるが、支援制度のシステムの確立について努力するとの回答でした。

（５）については、例外規定をどう適用するかが難しいことなどを理由に認めませんでした。

（６）については就業規則への制定を認めました。

（７）については、この **２年間は創立記念日が平日ではないが、この間に創立記念日の扱いについて検討**するとのことでした。

法人からは「時間外労働休日労働に関する協定」と「専門業務型裁量労働制に関する協定」の更新について提案があり、昨年度と同様に協定を締結しました。

また、これまで組合が要求していた非常勤職員への夏期特別休暇について、週５日勤務の非常勤職員に対して、大学の夏期休業実施日に３日の特別休暇を付与する提案がありました。組合としては、夏期休業実施日には、常勤職員にも別途休暇を付与すべきであること、勤務日が週４日以下の非常勤職員が不公平感を感じないように配慮することを意見として述べた上で、提案を了承しました。

要求項目の（６）と非常勤職員の特別休暇の改正については、４月１日付けで事務ポータルに掲載されています。